

法曹の仕事の醍醐味

社会の変化に対応して「司法」も変わる

◎滝井 繁男 ・弁護士、元最高裁判所判事 関西大学法科大学院特別顧問教授

◎上原 洋允 ・理事長

弁護士出身の元最高裁判事、滝井繁男・関西大学法科大学院特別顧問教授は、硬く無表情な今までの裁判官のイメージとは異なる。最高裁の「変化のキーマン」と言われた人と、同じく大阪弁護士会会長を務めた上原洋允理事長との対談は、弁護士・裁判官のあり方、仕事の喜び、そして法律実務家を目指す学生へのアドバイスに及ぶ。



◆画期的だった「大阪空港の夜間飛行差し止め請求」

上原 2002年から2006年まで最高裁判所判事の職務を全うされた滝井繁男先生には、2007年から本学法科大学院特別顧問教授を務めていただいております。最高裁判所は近年、司法の民主化や市民のための司法という観点から見て変化がうかがわれ、立法府や行政庁に対して毅然とした判断を示しています。そうした変化を呼ぶ大きな力を発揮されたのが滝井先生です。ご自身の経験に基づいて最高裁の現状や今後の課題について考察された著書「最高裁判所は変わったか」を、昨年出版されました。行政・民事・刑事の三分野にわたる注目すべき判例が解説されており、司法に新しい潮流が生まれているのを感じます。

今日は忌憚のないご意見をお聞かせください。まず、弁護士生活から振り返っていただきましょう。

滝井 思い出に残る事件はいくつかあります。大阪空港の夜間飛行差し止め請求もその一つです。騒音・振動に悩む住民が「何とかならないか」と弁護士会に相談に来たのです。現地へ行っているいろいろ調べてみると、これはどうにかしないとイケないという考えをもち、訴訟を引き受けました。私が弁護士になって7、8年目ごろでした。

当時、この種の事件では損害賠償は認められても、動いている公共交通機関を止めるようなことはできないはずないじゃないかという考え方が一般的だったと思います。万博を控えて大阪空港が拡張され、プロペラ機からジェット機の時代になっていました。万博のメインテーマが「人類の進歩と調和」でした。そこで、住民の一人が「進歩ばかりで我々の生活との調和なんて全く考えてくれてへんやないか」とおっしゃったのを忘れもしません。調和点はどこにあるかといえば、せめて夜間だけでも飛行機を止めるということではないかと――。

今でこそ人格権に基づく差し止め請求は常識になっていますが、当時はそんな考え方を書いている本はあっても、実際に飛行の差し止めをできるなんて夢のまた夢みたいな時代でした。当時は、注目を集めている公害といえば、水俣病、タイタイ病、四日市喘息など深刻な被害が目に見えたもので、騒音とか振動とかの被害は分かりにくく、それは一時的なものじゃないかとも言われて、なかなか理解してもらうことが難しかったのです。ただ我々も若かったから、「正義は我にあり」というような高揚感で突き進みました。決着するまでには十数年かかりましたね。

◆弁護士と裁判官の違いは？

滝井 弁護士は依頼者のために、どういう主張をすればいいのかを一生懸命に考えて全力を尽くします。しかし、負けてしまったら、いくら頑張っても達成感がありません。また、誰がやっても勝てるような事件で勝っても、あまりうれしくない。自分が権利実現に寄与したと思えたときに大きな喜びを感じますが、逆に勝って当然と思っていたのに負けてしまうと、弁護士をしているのが嫌になることもあるのです。

上原 そうですね。私は戦後の農地解放に伴い、大阪府下全域

にわたる訴訟で、小作農の立場で弁護する事件を長年やりました。「七人の侍」と一緒に、最後に勝ったのは農民で、私は農地買収した行政側、つまり国・府の代理人ですから、次々に勝訴してもたいへん安い報酬でした。ただ金銭を度外視しても、やるべきことをやらなければなりません。感謝されてもされなくても、力になれたという満足感があります。このような努力は長い弁護士生活のなかで、必ずいろいろな形で報われるものです。

ところで、弁護士と裁判官は、司法の究極の目的を考えるとあまり変わらないように思いますが、仕事の内容はずいぶん違いますね。



滝井 裁判官は、両方の言い分を聞いて、自分の考えで判断します。私は裁判官になってはじめて実感しましたが、これはかなり達成感がある仕事です。弁護士に比べて裁判官は自由がないと言われていて、確かに日常生活上の自由は制限されるが、判断する自由は思った以上にあるものです。

今、裁判官志望者が多いのは結構なことですが、私が懸念しているのは、裁判官が「自分は大勢の中から選ばれた」という気持ちになることです。紛争の判断者は、一段上に立ってはいない絶対的に正しい判断はできないと思います。

また、弁護士よりも様々な種類の多数の事件を処理しているから自分の方が社会の実状を熟知していると思っている裁判官が多い。大事なことは、扱う事件の数ではなくて、社会生活の中にどれだけ溶け込んで理解しているかです。その点では弁護士もあんまり胸を張れないと思うのですが、少なくとも弁護士は相手方と交渉したり、いろんな人と会ったりする中で批判も受け、その中で考える機会がある。だが、裁判官はあまり人と付き合う機会、まして批判されることがない。従来、広く付き合うべきじゃないという考え方もあって、ほとんど裁判所の人としか付き合わない。そうすると、ものの考え方がどうしても片寄ってくるのが怖い。裁判員制度が発足し、市民と話す機会ができたのは、私は非常にいいことだと思っています。

上原 司法の世界はピラミッド型で、いちばん頂点にある最高裁判所が変わると、司法全体が変わってきます。最高裁の判断というのは、非常に大きな影響を及ぼします。弁護士から裁判官になる人ができるだけ増えたいと思いますが、だいたい人数の枠が決まっています。割り振りされているのが現状です。

■対談



滝井 繁男 (たきい しげお)
1936年京都府生まれ。61年京都大学法学部卒業。63年弁護士登録。日本弁護士連合会研修委員会委員長、法制審議会民事訴訟法部会委員、最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員を経て、99年大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長。2002～06年最高裁判所判事。チソ水俣病関西訴訟、グレーゾーン金利判決などを担当審理。07年関西大学法科大学院特別顧問教授に就任。弁護士。著書に「最高裁判所は変わったか——一裁判官の自己検証」(岩波書店)など。



滝井 繁男・著
「最高裁判所は変わったか——一裁判官の自己検証」(岩波書店)

滝井 最高裁の裁判官の数を増やすことは、以前から言われています。ところが、最高裁は通常事件の終審裁判所であるだけでなく、法令の憲法適合性を判断する権限をもつ終審裁判所、つまり憲法裁判所でもあります。憲法裁判所であるかぎり、ワン・ベンチでないといけないから、あまり増やせないという問題がある。15人でも議論にかなり時間がかかる。アメリカ連邦最高裁判所は9人です。

私が懸念しているのは、裁判官が「自分は大勢の中から選ばれた」という気持ちになることです。紛争の判断者は、一段上に立ってはいは絶対に正しい判断はできないと思います。

◆関連の法律と時代背景を考慮して柔軟に解釈

上原 明治時代に制定された法律が改正を重ねてきていますので、裁判所が拡張解釈の範囲内で柔軟に対応せざるをえない場合があります。それでも良識上許せないような事件では、法律を改正すべきです。消費者金融関係の訴訟、いわゆるグレーゾーン金利判決では、滝井先生が示された判断に注目が集まりました。滝井 新聞に驚天動地の判決などと書かれたりしましたが、自分では必ずしもそうとは思っていないのです。法律の解釈というのは二つポイントがあり、一つはその法律だけではなくて関連の法律も含めて見なければならぬこと。もう一つは、法律ができた時代が変わると紛争のバックグラウンドも変わってくることを考えた上で、柔軟に解釈しなければならぬ場合があります。

利息制限法と貸金業規制法という二つの法律があるときに、どういうふう整合性をもたせて解釈するのか。私の考え方は、利息制限法は原則で、貸金業規制法はその特則です。特則というのはかなり厳しく解釈しないと、原則法が死んでしまいかねません。具体的には、利息制限法は年利の上限を15～20%と定めているが、貸金業規制法では「借り手が任意に支払う」などの条件で、出資法の上限(29.2%)までのグレーゾーン金利を認めていた。私は、例外は厳格に解釈すべきだという考えから「違法金利を含めて分割弁済の支払いが遅れた場合は全額を一括弁済し、損害金を払わなければならない」という特約のもとでの支払いは、任意のものとはいえないという意見を述べました。また、貸金業規制法ができたときに、貸し過ぎをしてはならないと書いてあるのに、お構いなしにどんどん貸し付けた。テレビでも派手に広告をして、高利で借りたためにかえって借金が大きくなり、自殺者も出ている一方で、消費者金融が空前の利益を上げている。これはどこがおかしいと考えると、私の解釈は十分説得力を持つと思いましたが。ただその時には、あんなに早く多数意見になって、グレーゾーン金利が撤廃され貸金業規制法が改正されるということまでは考えていませんでした。

◆司法試験対策には集中力がものをいう

上原 本学の法学部ならびに法科大学院の充実、改善策については、常任理事会のもとに「専門職大学院検討部会」を設置し、平成22年3月に最終報告が出されました。法学部と法科大学院との連携強化や、法科大学院進学を目指す学生用の履修モデル科目を、法科大学院の教員が担当するといったことが挙げられています。こうした改革案を早期に実現することで、伝統ある「法科の関大」の復活を図っていますが、滝井先生からご覧になっていかがですか。

司法を背負って立つ学生は、目先のことだけではなくて、基本的人権や利益の擁護により、国民の幸福な生活を実現することを考えて勉強しなければならない。

滝井 私がこの世界に入ったところは関西大学の出身者は、ものすごく元気でバイタリティーあふれる野人みたいな人がたくさんおられましたね。最近の学生は関西大学に限りませんが、こちんまりまとまって優等生になっているのではないかなと思うのです。法律の解釈というのは、かなりダイナミックなところがありますから、先例の中だけで物事を考えているのは社会の変化に対応できません。

ところが、試験に合格するには技術的なものも要求されるので、そこバランスが難しく、教える側も苦勞されていると思います。試験には暗記がものをいうことがあるので暗記に走りがちですが、暗記では決して力がかからないし、仮に司法試験に通ってもそれで満足していたら大成しません。合格しただけで何か大きなものを乗り越えたと思っている人が少なくないのですが、実はそれからスタートで、それからの努力で本当の実務家として腕の見せどころがでてくるのです。

上原 今は生活が豊かだからか、司法試験に少しでも早く通らないと時間をもったいない、あるいは親を安心させたいという気持ちはないのかな、と思うことがありますね。鉄は熱いうちに打てという格言があるように、目標を定めたら一日も早く、その目標を達成してほしいと思っています。

滝井 試験勉強は、とにかく集中力がものを言います。時間をかけたらかけただけ力がつくというものではないでしょう。持って生まれた集中力の高い人もいるかもしれないが、やっぱり面白いと思わないと集中力は出てこない。仕事をしていると、時間がたつのを忘れることがある。それは決して楽しいから時間を忘れるのではなくて、これをなんとかしよう、答えを見つけようという努力をしようとするとき、時間を忘れてしまうのです。

暗記というのは全然面白くないけれども、試験は暗記したほうが程度点が取れるという面がある。それに、今の学生諸君がかわいそうだと思うのは、本があふれていて、隣の人が違う本を読んでいたら、あっちのほうがいいのではないかと目移りすること。昔はあまり本がなかったから、みんな同じ本を読んでいて、分からなかったら隣の人と議論することもできたのですが……。

◆法律実務家はやりがいのある一生の仕事

上原 最後に、関西大学の学生のみならず、法曹を目指す人に何か一言お願いいたします。

滝井 私は、法律実務家の仕事は一生を託するに足る仕事だと思っています。ただし、そのためにはものすごく努力が必要です。単に試験に通っただけでは、美術学校を卒業しても一人前の画家として通じるわけではないのと同じで、一生勉強しなければならない世界です。しかし、弁護士も裁判官も、まじめに



上原 洋允 (うへはら よういん)
1933年香川県生まれ。57年関西大学法学部卒業後、大阪立大学大学院法学研究科に進み、58年司法試験合格、59年同研究科修了。61年から弁護士を開業。関西大学司法試験受験研究会で指導に当たり、関西大学法律相談所の顧問を務める。95年大阪弁護士会会長、近畿弁護士会連合会理事長。2004～06年関西大学大学院法務研究科(法科大学院)特別顧問教授。03～06年関西大学校友会会長。学関西大学常務理事、専務理事を経て、08年10月理事長に就任。

取り組めばその努力は報いられる、仕事の醍醐味が得られる世界です。

以前、司法制度改革審議会ができたとき、司法は立法や行政に比べて存在感が薄かったのです。2001年の意見書は、司法の重要性を強調しました。立法は法律を作るが、司法は具体的に法律を紛争に適用し、法律を生かす世界であって、だから政治部門と司法は公共性の二本の柱となるべきものと位置づけました。今の制度もまだ途上ですから、いろんな難しい問題がありますけれども、将来はますます働きがいがある世界になっていくと思っています。ですから、多くの人に司法の世界へ入ってきてほしいですね。

上原 本学の前身である関西法律学校の開校に大変尽力され、校祖とも言われている児島惟謙大審院長は、「大津事件」の際、司法権の独立を守った人物として有名ですが、本学の建学の精神になっている「正義を権力より護れ」の言葉は、ここから来ています。三権分立の中で、立法、司法、行政の三つがバランスよく作用しないとけません。司法の役割は大きく、特に立法、行政に対するチェックが重要です。司法を背負って立つ学生は、目先のことだけではなくて、基本的人権や利益の擁護により、国民の幸福な生活を実現することを考えて勉強しなければならない。滝井先生には、新入生対象にお話をさせていただくと同時に、ぜひ授業でも司法の重要性を理解するようご指導いただきたい。よろしくお願いたします。